

欧州特許庁、中南米における協力活動についてスペイン特許商標庁と合意

2011年7月17日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、7月13日、中南米（ラテンアメリカ）における特許制度の発展のための協力活動についてスペイン特許商標庁（SPTO）と合意した旨、プレスリリースを行った。

EPO は 1980 年代より中南米の 19 개국¹を対象にした協力プロジェクトを開始しており、特に当該地域の新興国との強力な協力関係の構築を目指して活動を活発に行っている。たとえば毎年 19 개국の特許庁長官を集めた会合「ELDIPAT」や判事および審査官を対象にしたセミナーを開催しているほか、特許付与の品質を向上するためサーチ・審査のシステムの提供等も行っている。また、EPO と SPTO は、これまでも、中南米諸国の特許文献データベース「LATIPAT」をエスパスネット（espacenet）の一部として立ち上げて一般ユーザーからのアクセスを可能にするなど、中南米における共同の取組を進めていた。

大半の中南米諸国がスペイン語圏であることから、EPO は SPTO との今回の合意によって、特許審査と手続、人材育成、庁の自動化、特許情報の分野において、中南米への知財協力を更に強化することを目的としている。EPO は、特に 2010 年 7 月 1 日にバティステリ長官が就任して以降、欧州域外での活動をさらに活発化させており、EPO の世界的な影響力が益々大きくなることが予想される。

プレスリリースにおいてバティステリ長官は次のとおりコメントしている。「EPO と EPC 締約国との協力は世界中の特許制度を促進する上で欠かすことができない。欧州にとって、中南米は重要な貿易相手かつ投資市場であり特許保護の分野においても台頭している。強固な特許保護を支援する、我々の中南米における共同の取組は、中南米、欧州および世界経済にとって利益をもたらす。」

－ EPO のプレスリリースは、以下参照 －

[EPO and SPTO sign agreement on IP activities in Latin America](#)

－ EPO のラテンアメリカにおける活動概要は、以下参照 －

[Latin America](#)

－ LATIPAT は、以下参照 －

¹ アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ

[Latipat – espacenet](#)

(以上)